

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として 特別定額給付金対策室を設置します

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策（令和2年4月20日閣議決定）として、現金10万円を一律に給付する「特別定額給付金事業」を実施するため、東館8階に特別定額給付金対策室を設置します。

給付金に関するお問い合わせに対応するため、「特別定額給付金コールセンター」を開設し、5月中旬から申請書を順次発送いたします。詳しい日程が決まりましたら、改めて発表いたします。

記

特別定額給付金対策室 : 5月1日（金）設置
7人体制

特別定額給付金コールセンター : 5月7日（木）開設
電話番号 (0532) 21-6210
応対時間 午前9時～午後5時（土、日、祝日を除く）

【特別定額給付金の概要】

- 1 給付対象者
基準日（令和2年4月27日）において本市に住民基本台帳に記録されている住民
- 2 給付金額
給付対象者1人あたり10万円を世帯単位に給付します。
- 3 受給権者
住民基本台帳に記録されている者の属する世帯の世帯主
- 4 給付金の申請と給付方法
 - (1) 申請方法
 - ア 郵送申請
 - 1 市から受給権者（世帯主）あて申請書等を郵送します。
 - 2 申請書に必要事項を記入し、振込先口座の確認書類と本人確認書類の写しとともに返信用封筒で市へ返送。
 - イ オンライン申請（受給権者のマイナンバーカードが必要）
 - 1 マイナポータルサイトを検索する。
 - 2 マイナポータル上の「特別定額給付金」の申請画面から、世帯主及び世帯員の情報並びに振込先口座情報を入力する。
 - 3 振込先口座情報の確認書類をアップロードし、電子申請を行う。
 - (2) 給付方法
申請者の本人名義の銀行口座への振り込みとします。